

平成22年4月27日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
9番 石橋敏伸  
11番 上野淑子  
13番 山崎鉄好  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 杉原豊喜  
23番 黒岩幸生  
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 古川盛義  
12番 吉川里巳  
14番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	・	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
政	策	部	山	田	義	利
営	業	部	渕	野	尚	明
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	森		信	公
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

---

議 事 日 程 第 3 号

4月27日（火）10時開議

日程第1	第37号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第38号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第39号議案	専決処分の承認について（平成21年度武雄市一般会計補正予算（第11回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第40号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第41号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第42号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第43号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	選挙第3号	杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第10	選挙第4号	杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙
日程第11	選挙第5号	杵島工業用水道企業団議会議員の選挙
日程第12	選挙第6号	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第13	選挙第7号	佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙
日程第14		閉会中の継続調査の申し出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第40号議案から第43号議案まで4件の議案と、諮問第1号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進行いたします。

### 日程第1 第37号議案

日程第1. 第37号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

#### ○角政策部長〔登壇〕

皆さんおはようございます。第37号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。今回お願いいたしております武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が第174回通常国会において可決、成立し、3月31日をもって法律第4号として公布され、4月1日から施行となったことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日専決処分によって所要の改正をさせていただきましたので、これを御報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、主な改正内容について概要を説明させていただきます。

議案参考資料、新旧対照条文の1ページをごらんください。

まず、第44条の改正につきましては、給与所得に係る個人市民税の特別徴収に関する規定について、65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割額の徴収方法見直し、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収できるようにするものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第48条第6項の改正につきましては、法人市民税の申告期限の延長に関する規定で、引用する法人税法の一部改正による所要の条文整備でございます。

次に、3ページをごらんください。

附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税の非課税措置の一部廃止に伴い、特別土地保有税の免税点の適用に当たり用いられる基準面積の算定について、非課税とされる土地の面積はこれに算入しないとする読みかえ規定を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、議案書の3ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条では、市民税に関する経過措置を設けております。

以上で第37号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

第37号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。25番平野議員

#### ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第37号議案ですね、普通徴収を給与所得に係る住民税額に合算して、原則として給与から

特別徴収、普通徴収も可というふうに書いてありますけれども、具体的な試算はされているでしょうから、徴収方法を変えることによってどういう——いわば滞納が減る、いわゆる天引きということでしょうからね、そこはそういうふうに試算されておるんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

滞納等については調査いたしておりませんが、対象者が市内で153人が対象になるということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

153人が対象者で議案を提案、これ説明し——これ全員にやっているんですか、説明資料は。新旧対象表だけしかやってないと。こういう資料というのは全議員に配付するということでないと議案審議にね、これがあると質疑しやすいわけですから、すぐここも改善してください。153名が対象者ということですが、それは所得は年々違いますからね、そういうきちとしたものは出ませんけれども、どういう内容ですか。プラスになる方向での改正でしょうからね、概算でも出ませんか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

対象者が153人ですが、徴収方法を変更するというので、65歳未満で年金と給与所得をもらっている方、今は年金については普通徴収でございます。給与の分につきましては、特徴ということで二度手間であったわけですね。それを給与に一本化するという方法に変えるということで、先ほど言われました額については、今後計算するということになるかと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

じゃあ少なくとも153名の65歳以下の対象者という場合に、例えば、昭和18年以降の誕生の人たちというのは、61歳からですよ、年金受給者というのは。比例報酬部分ですよ。65歳になってから初めて満額出ますよね。153人というのはどういう人たちですか。いわゆる比例報酬部分、いわゆる2階建てで見ますと、2階の部分の比例報酬部分が出てくるわけで、年金にしますと全額給付じゃないですね。そこはそういうふうに見ているんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

申しわけございません。その詳しい内容については調査いたしておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

〔25番「153人という対象者を……」〕

○議長（牟田勝浩君）

すみません、議案質疑は3度まで。

〔25番「2回目やろう」〕（「3回目さい。今度4回目」と呼ぶ者あり）

今4回目です。

〔25番「まともな答弁ないから。答弁になってないですよ」〕

3回目までと決まっております。

〔25番「はい、わかりました。じゃあ、きちっと答弁させてくださいよ。153名という対象は出ているんだから、その件については中身をちゃんと報告してください」〕

○議長（牟田勝浩君）

ほかはございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今のに関連してですけれども、答弁の中身が出なくて回数にカウントするというのはどうかと思うんですね。重ねて聞いてもいいですね。影響額がどうなっていくのかと。そういう形、やり方がですね。それを聞いて答えがなかったり、それを再度聞いて2回目というよりも、それは議長のほうで注意していただいてカウントにならんようにすべきじゃないですか。

○議長（牟田勝浩君）

わかりました。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休	憩	10時8分
再	開	10時11分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。

議事の都合上、10分程度休憩します。

休	憩	10時11分
再	開	10時19分

○議長（牟田勝浩君）

再開いたします。

執行部の答弁を求めます。角政策部長

## ○角政策部長〔登壇〕

まずもって資料を配付したものにつきまして、今回の臨時会に当たって、代表者会で説明した概要の資料でございます。この部分につきましては。代表者会に御参加ならなかった方についてはお配りしなかったということでございます。

それから、先ほどの平野議員の件でございますが、これにつきましては、平成20年度までは給与所得と年金所得を含む方については、給与所得の中から特徴があっていたわけです。それが、平成21年度は現在のように年金は年金、給与は給与ということで年金のほうは普通徴収、給与は特別徴収というふうに変ったわけですね。それが、これについては税額は変わらないということですが、これが非常に手間がかかるということで前の方法がいいと、平成20年度前の方法がいいということで改正されたということでございますので、税額については何ら変更はございません。

以上でございます。

## ○議長（牟田勝浩君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第37号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案は原案どおり承認することに決しました。

## 日程第2 第38号議案

日程第2. 第38号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。古賀くらし部長

## ○古賀くらし部長〔登壇〕

第38号議案 専決処分の承認についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が先月31日に可決、成立したことに伴い、改

正法の国民健康保険税に関する部分について、緊急に条例改正の必要が生じたことから、平成22年3月31日付で議案書7、8ページの別紙、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。その内容を報告し、承認をお願いするというものでございます。

それでは、改正の内容についてその概要を御説明いたします。

改正の柱は3つございます。1つ目は、国民健康保険の非保険者の基礎課税額の限度額47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額12万円を13万円にそれぞれ改正するものです。

2つ目は、倒産などで職を失った失業者の国民健康保険の保険税が過重な負担とならないよう、これら非自発的失業者の保険税を失業の翌年度末まで前年の給与所得を100分の30とみなして算定することにより、保険税の軽減を行う特例措置を創設するものであります。

最後に3つ目です。2年前の後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の減免の特例について、その期間を延長しようとするものであります。具体的には、社会保険等加入の本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、社会保険等の扶養者から国保非保険者となったものについては、資格取得から2年間、条例減免により保険税の軽減措置を講じておりますが、減免する期間を2年間に限定せず、新しい高齢者医療制度の創設を見据えて、当分の間継続しようとするものであります。

施行期日につきましては、平成22年4月1日といたしております。

以上で、第38号議案の補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第38号議案について質疑を開始します。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、先ほどと一緒にですけど、影響額をどれくらい考えておられるか。3回という制限がありますので、先聞いときますけれども、2番目の特定非自発的失業者に対する30%ですね。これ今国保で減免条例があるわけですよ。前年度より著しく低く変化した場合は減免することができるということありますけれども、これとの兼ね合いがどうなるのか。まず2つ聞いておきます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

影響額であります。まず、医療分の関係につきましては、限度額が47万円から50万円になるということで、この対象者につきましては、大体200世帯を見込んでおります。したがって



まして、600万円前後ということで試算をいたしているところであります。

次に、後期高齢者医療の分でございますけれども、これは限度額12万円を13万円に1万円引き上げるといふものでございますけれども、同様に約200世帯ということで計算をいたしますと、約200万円の増額になるということでございまして、合わせますと800万円の増額ということで試算をいたしておるところであります。

次に、第2点目でありますけれども、現在も減免の制度あるわけですが、今回特にリストラ等々で職を失った方につきまして、特別の軽減の制度を設けようというものでございまして、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度の末までを軽減をしましょうということで、この期間に基本的には失業保険等の給付を受けられるという方につきまして、前年の所得を約30%に見て軽減しましょうということでございますので、従来の条例減免と比べますと、今回の分につきましては、きちんと失業給付を受けていらっしゃるかどうか、そこら辺をきちんと見据えたところで減免をしていくということですので、従来の制度と比べますと、今回の分は制度的に整ったものということになるというふうと考えております。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず800万円の影響額ですね。もちろん30%、そっちも影響額あると思いますけれども、この800万円についてはだれが支払うかということですね。

それともう1つは、制度がよくなったといいますけれども、減免条例がなぜ今まで適用できなかったのかですね。それは、やはりどうしても被保険者にかかってくると、減免した分が。だから、本来であれば市が減免するんでございますので、市のほうで減免した分を負担するのが本当なんですよね。それを被保険者にかけるということで、自分たちでどうせからわないかんということで、なかなかこれが、減免条例が生かされてこなかったという過去の経緯があるんですよ。だから、前年度より著しく変化したのであれば、30%にするよりも減免するほうが影響は大きいんですよ。だからそれをしなかったのは、ちゃんと市がその分補てんすればいいんですけど、一般財源からか何か。それはしなくて制度はつくるわ、今度も800万円減免しますけれども、それは結果的に被保険者は払うわけでしょう。何も市はしないわけでしょう。違いますか。答弁求めます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

限度額の引き上げに伴いまして約800万円の増収を見込んでおりますけれども、もちろん被保険者にお支払いいただくということでございます。

それから、これまで減免の規定を適用しなかったのではないかというような話ですけども、今回は、地方税法等の一部を改正する法律が可決、成立したということで、制度的に軽減の制度が設けられたということで条例の改正を行ったものでございまして、従来なぜこれができなかったのかということでございますが、これは全国的に同じ基準で軽減をしようということで今回制度を導入したということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀部長、市はどうするのかということです。

○古賀くらし部長（続）

武雄市がこの分をどうするかということでございますけれども、これは制度的に軽減がされるということでございますので、これは調整交付金なりで国から補てんをしてもらうというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

大変気になることを言われましたけれども、前年度より著しい変化が起こった場合というのは、なぜ出るかといいますと、それは国保が前年度課税だからじゃないですか。現年度じゃないからでしょう、社保と違って。だから、現実合わないということで減免条例ができてるわけでしょうが。だから、現年度を見れば明らかじゃないですか。全国基準がなかったって、うそでしょう。取り消してくださいよ。大変なことですよ、制度に対しての。それと、交付税来ると。それもちゃんとしなければ、ほかの人に対して二重課税になるんですよ。まじめに払っている人たちが払わないかんわけでしょう。そんな答弁ないと思うんですよ。減免した分ほかの人たちには二重課税になると思いますけど、このことについてどう思いますか。それと、先ほどの減免条例については訂正をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

1点目の二重課税になるのではないかというような御指摘ですけども、これは二重課税になるということではございません。リストラ等で職を失った方に対して制度的に軽減の措置を講じるというものでございまして、その分をほかの被保険者の方に支払っていただくというものではございません。

それから、国保の制度の問題で言われましたけれども、確かに減免の制度はありましたけれども、今回きちんとしたリストラ等に遭われた方に対する軽減の措置を設けられたということで、従来の減免制度とは違うということを申し上げたわけでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

先ほどの説明によりますと、会社都合、本人の非自発的な離職という場合には会社都合ということでしょう。派遣切りはどうなるんですか。

もう1つは、会社都合であっても本人都合に切りかえられる場合があるんですよ、実際職をなくした人たちから見ますとね。その判断は結局ここで部長が言う、失業保険を受けている人と。失業保険を受けている人については、会社都合の場合は直ちに失業給付金出ますけれども、本人都合の場合には待たなきゃいけませんね、これがあります。

もう1つは、雇用期間が何年あったかによって、最長11カ月でしょう、失業保険は。短い人はもっとありますよね、最長11カ月までと。そうすると前年所得に対する課税だったわけですよ。その計算の基準というのはどうなってきますか。例えば、3カ月だとか6カ月失業保険受けている人。それと、前年課税で6月1日調定しますよね、10回分けてありますよね。そこら辺どういう計算方法になっていくんですか。

もう1つは、会社都合か本人都合かをどこで見きわめていくのかと。失業保険はどちらにしても出ますよね、待機期間があるだけであって。そこら辺どういうふうに見ていくんですか。

**○議長（牟田勝浩君）**

古賀くらし部長

**○古賀くらし部長〔登壇〕**

1点目ですけれども、非常に専門的な御質問だと思います。

それで、私今手元にございますのは、先ほど失業給付等を受ける理由がきちんとしていなければならないということ申し上げました。これについては、きちんとコードで整理をしようということで、雇いどめ等々につきましても規定があるわけです。コードにつきまして、コード番号だけ言ってもここではちょっとわかりづらいかと思えますけれども、国のほうで示されておりますコード番号でいいますと、11、12、21、22、31、32、それから、23、33、34と。こういうコードできちんと雇用保険が支給されるという場合の規定をされますと、これに基づいて私どもの国民健康保険の軽減措置を講じようというものであります。

それから、国民健康保険は前年の所得に対して所得割等を課税するわけですが、今回の場合につきましては、軽減がリストラ等に遭われて離職された日の翌日の属する月からその翌年度の末まで軽減をしようというものでございますので、前年の所得の30%というふうにみなして所得割の計算をするということにいたしておるわけでありまして。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

幾ら部長、コード番号言ったってここ何も資料ないわけですから、わかりようがないですよ。だからそのコード番号、例えばという話をしてくれんですか。会社都合なのか本人都合なのかどう見きわめていくのかと。会社都合であっても本人都合にさせられる場合がありますからね。それと待機期間がある。もしかしてそれは、翌月から翌々年度、3月までと言うたかな。そういう待機期間があるわけでしょう。本人都合の場合と会社都合の場合と、失業保険が給付されるまで何カ月ありますか。

もう1つは、派遣切り、雇いどめの場合にはどちらに属するのか。本人都合なのか会社都合なのか。あなた幾らコード番号言ったってわかりませんよ。例えばという話をしてくださいよ。というのは、200人で見ているわけでしょう、200世帯で。影響する人は、200世帯という根拠では、おそらくそのコード番号で出していったわけでしょう。違うんですか。我々資料これしかありませんので、わかるような答弁をお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

古賀くらし部長。わかりやすく答弁を。

**○古賀くらし部長〔登壇〕**

確かにコード番号だけではわからないというふうに思いましたが、今この分の例えばコード番号を申し上げましたが、21番で申し上げました。これは、期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において、当該労働契約が更新されないこととなった場合と。22番、期間の定めのある労働契約の締結に際し、当該労働契約が更新されることが明示された場合において、当該労働契約が更新されないこととなった場合と。こういうふうにそれぞれ規定がされておるわけでありまして。細かい部分について一々申し上げればそのようなことになるわけですが、先ほど申し上げました数字によって判断をしようということにさせていただいております。

〔25番「待機期間は」〕

失業給付をもらっているかどうかということでの、その期間のことを言われたというふうに思います。

〔25番「待機期間」〕

待機期間ということと言われたと思います。先ほど、これは繰り返しの答弁になりますけれども、リストラ等で解雇になったその翌日の属する月から適用するということになっておりますので、給付をされたかどうかじゃなく、その認定をされたかどうかということがポイントになってくるというふうに考えております。

**○議長（牟田勝浩君）**

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

結局、あなた一番最初の説明によると、いわゆる非自発的な失業者ですよね、リストラによるという。リストラの中身についてはコード番号でいろいろある。200世帯という試算出しておられますけれども、武雄市に関しては200世帯ということですよ。どのコード番号が一番多いんですか。（発言する者あり）これは限度額か。また別か。そうすると、失業者は大体どの程度と見ておられるんですか。あなたの言うコード番号でどの部類の人たちが多いただろうというのは。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

大体10件ぐらいではないかというふうに試算をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第38号議案について討論を開始します。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第38号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場での討論を申し上げたいと思っております。

地方税法の一部改正に伴う条例改正で、付加限度額の改定第23条中に明記されました医療給付費基礎課税分47万円を50万円、後期高齢者支援金等課税額12万円を13万円というのは、先ほどの質疑にありましたように200世帯にも及びます。まず第1に反対の理由に、これ以上払いたくても払えない世帯がふえるのではないかというのが、最大の反対の理由であります。

第2に、軽減措置分の金額につきましては、武雄市として国民健康保険会計に一般会計からの繰り入れをすることを求めるものであります。

第3に、特例対象非保険者等に係る課税の特例、非自発的失業者に係る軽減措置につきましても、国民健康保険会計を円滑に行うためにも、軽減すべき金額につきましても、一般会計から繰り入れをすることを強く求めるものであります。

以上3点を指摘し、反対の立場での討論にかえるものであります。御賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

確かに、今の保険制度あるいは国民健康保険の難しさ、いろんな面であります。元気なときは社会保険で働いて、いろんな保険で働いて、そして病気になったり失業したりしたら国保にやってくるという、いわばうば捨て山的な保険であります。そういうことでいろんなしわ寄せが来ておりますけれども、確かにこの制度的なものは医療給付金の限度額が47万円から50万円に引き上げられる。あるいはまた後期高齢者の分が12万円から13万円に引き上げられる、あるいはまた、前年度課税でございますので、今年度に現実的な30%にするということは非常にいいことだと思います。だから、この制度を改正することについては、私は何ら異論を持たないものでございます。しかし、武雄市においては、今申し上げましたようにいろんな保険の矛盾性、いろんなことを感じて、やはり武雄市民の命を救うという立場からぜひとも今後一般会計からの補てんをしていただきたいと。感覚的な違いは、先ほど答弁の中で申されましたように、二重課税になるのはうそだという言い方をされましたけれども、必ず二重課税になります。端的な話、2人の被保険者がおって1人が減免になれば、あと1人がその分は払わなければならない。これは二重課税そのものでございます。その認識をまずしていただきたい。市長においても、ぜひそのことを認識していただきたい。そして、今後において必ずそのことについては補てんするという姿勢であるように強く要望をいたしまして、本議案に対しては賛成いたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

**日程第3 第39号議案**

日程第3. 第39号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第39号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市一般会計補正予算（第11回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙という形で皆様のお手元に届けておりますので、その1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の専決では、第1条、第2条のとおり、繰越明許費及び債務負担行為の補正をいたしております。

補正予算書2ページの第1表の繰越明許費の補正では、武雄市長選挙及び武雄市議会議員選挙のポスター掲示場の管理業務委託について、ポスター掲示場の撤去を選挙執行後に行うため、事業の完了が平成22年度になることから、繰越明許の追加を行ったところでございます。

補正予算書3ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正では、武雄市土地開発公社の事業資金借入れに対する債務の損失補償にかかわる債務負担行為の追加を行ったところでございます。

よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

第39号議案について質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第39号議案について討論を開始します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第39号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第4 第40号議案

日程第4. 第40号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。 ▽ 渡市長

#### ○ ▽ 渡市長〔登壇〕

第40号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

現在、監査委員をお願いしております松尾久氏の任期が本年4月30日をもって満了となります。つきましては、その後任の監査委員として山口清司氏をお願いをいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、山口氏

の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしく  
お願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

第40号議案について質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第40号議案について討論を開始します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第40号議案 監査委員の選任について同意を求める件について御異議ご  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案、すなわち山口清司氏を武雄市監査委員に選  
任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

**日程第5 第41号議案**

日程第5. 第41号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第117条の規定により、20番川原議員の退席を求めます。

〔川原議員退席〕

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。・渡市長

**○・渡市長〔登壇〕**

第41号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了並びにさきの市議会議員選挙の施行により、新たに川原千秋議員に監査委員を  
お願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするも  
のであります。なお、川原千秋議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のと  
おりでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

**○議長（牟田勝浩君）**

第41号議案について質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議



ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第41号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第41号議案 監査委員の選任について同意を求める件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案、すなわち川原千秋君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。

〔川原議員戻席〕

#### 日程第6～第7 第42号議案～第43号議案

日程第6. 第42号議案 教育委員会委員の任命について、日程第7. 第43号議案 教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。 ▽ 渡市長

#### ○ 渡市長〔登壇〕

第42号議案並びに第43号議案 教育委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員の大石隆敬氏並びに森昭利氏お二人の任期が本年4月28日をもって満了いたします。つきましては、その後任といたしまして、古場勝憲氏と猪村利恵子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。なお、両氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長（牟田勝浩君）

第42号議案及び第43号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第42号議案及び第43号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案、第43号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。最初に、第42号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

続きまして、第43号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。第42号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案、すなわち古場勝憲氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第43号議案 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案、すなわち猪村利恵子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第8 諮問第1号

日程第8. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。 ▽ 渡市長

#### ○ 渡市長〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の諸石洋之助氏の任期が平成22年6月30日をもって満了いたしますが、引き続き諸石氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものであります。諸石氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりであります。どうかよろしく願いいたします。

#### ○ 議長（牟田勝浩君）

諮問第1号について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第1号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、すなわち諸石洋之助氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休	憩	10時57分
再	開	15時7分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 選挙第3号

日程第9. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

この際申し添えておきますが、法定得票数を超えた上位2名が当選となります。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

この際申し添えておきますが、投票中の白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を行います。

記入は1名のみでございます。

では、点呼を命じます。

〔投 票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、これより開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。議席3番上田議員、6番松尾陽輔議員、9番石橋議員、以上を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、

有効投票 26票

無効投票 0票

有効投票中、

末藤議員 9票

吉川議員 9票

吉原議員 8票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票総数は4票でございます。よって、12番吉川議員、14番末藤議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました吉川議員と末藤議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

吉川議員及び末藤議員、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員就任の承諾の旨のあいさつをお願いいたします。前のほうにお願いします。

○14番（末藤正幸君）〔登壇〕

ただいま御承認をいただきました末藤でございますが、武雄市議会を代表し、武雄市民のため一生懸命頑張っておりますので、どうかよろしく申し上げます。（拍手）

○12番（吉川里巳君）〔登壇〕

武雄市民の住民福祉の維持向上のために議会を代表して頑張っており、どうぞよろしくをお願いします。（拍手）

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。

日程第10 選挙第4号

日程第10. 選挙第4号 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。

杵東地区衛生処理場組規約第7条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行わなければなりません。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選の方法の2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

7番宮本議員、15番小池議員、両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました7番宮本議員、15番小池議員を杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、7番宮本議員、15番小池議員が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7番宮本議員、15番小池議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨のあいさつをお願いいたします。

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

このたび杵東地区衛生処理場組合議会に議員として派遣をさせていただきます小池です。よろしくをお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

同じく、このたび杵東地区衛生処理場組合議会に派遣させていただきます宮本です。公平公正な立場で働いていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（牟田勝浩君）

どうもありがとうございます。

#### 日程第11 選挙第5号

日程第11. 選挙第5号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第5条第1項第1号の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから1名及び同条第1項第2号の規定に基づき、市の補助職員のうちから1名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定により指名推選の方法の2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙において指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

規約第5条第1項第1号の規定に基づく議員に8番石丸議員、同条同項第2号の規定に基づく議員に武雄市副市長古賀滋君を指名いたします。

ただいま指名いたしました8番石丸議員及び武雄市副市長古賀滋君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、8番石丸議員及び武雄市副市長古賀滋君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました8番石丸議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

8番石丸議員、当選の承諾の旨のあいさつをお願いしたいと思います。

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

こんにちは。ただいま議長の御指名によりまして、杵島工業用水道企業団議会議員に推挙されまして、今後一生懸命頑張りたいと思っております。皆様の御指導、よろしくお願いいたします。（拍手）

## 日程第12 選挙第6号

### ○議長（牟田勝浩君）

日程第12. 選挙第6号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員の1名を選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法の2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙においては指名推選によりたいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

18番不肖牟田を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、18番不肖牟田が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

## 日程第13 選挙第7号

日程第13. 選挙第7号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

佐賀県西部広域環境組合規約第6条第1項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

この際申し上げておきますが、法定得票数を超えた上位2名が当選となります。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙の配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

この際申し添えますけれども、投票中白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を行います。

点呼を命じます。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、これより開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。議席4番山口裕子議員、7番宮本議員、10番古川議員を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 26票

無効投票 0票

有効投票中、

黒岩 議員 9票

松尾初秋議員 9票

小柳 議員 8票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、22番松尾初秋議員、23番黒岩議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました松尾初秋議員と黒岩議員が議



場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知を申し上げます。

松尾初秋議員、黒岩議員、当選の承諾の旨のあいさつをお願いしたいと思います。

**○22番（松尾初秋君）〔登壇〕**

前回に引き続き、佐賀県西部広域環境組合議会議員に選ばれました。前回に倍しまして頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

同じく当選させていただきました黒岩でございます。ごみ問題については大変難しい面がありますけれども、皆さん方と一緒に、武雄市民の皆さん方の福祉向上のため頑張っ  
てまいりたいと思います。どうかよろしく願いします。ありがとうございました。（拍手）

**日程第14 閉会中の継続調査の申し出について（各委員会調査事件）**

**○議長（牟田勝浩君）**

日程第14. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あてにそれぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査と付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本臨時議会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成22年4月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 15時39分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小 池 一 哉

〃 臨時議長 谷 口 攝 久

〃 議 員 朝 長 勇

〃 議 員 山 口 裕 子

〃 議 員 宮 本 栄 八

会 議 録 調 製 者 筒 井 孝 一